

スマートフォンなどによる「ながら運転」の罰則が強化された改正道路交通法が本年12月1日から施行されました。

○ 改正ポイント1

「ながら運転」（スマートフォン等を保持）をした場合は・・・

※ 保持（運転中に手に取ったり、画面を注視したりする行為）

改正前			改正後	
罰則	5万円以下の罰金		罰則	6月以下の懲役 又は10万円以下の罰金
違反点数	1点	⇒	違反点数	3点
反則金	大型 7,000円 普通 6,000円 二輪 6,000円 原付 5,000円		反則金	大型 25,000円 普通 18,000円 二輪 15,000円 原付 12,000円

○ 改正ポイント2

「ながら運転」をして交通の危険を生じさせた場合は・・・

改正前			改正後	
罰則	3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金		罰則	1年以下の懲役 又は30万円以下の罰金
違反点数	2点	⇒	違反点数	6点（免許停止）
反則金	大型 12,000円 普通 9,000円 二輪 7,000円 原付 6,000円		反則金	～非反則行為となるため 全て罰則が適用されます。

○ 改正ポイント3

改正では同時に運転免許証の再交付要件が緩和され、名字や住所を変更した場合でも再交付が受けられるほか、運転経歴証明書は自主返納の場合だけではなく、運転免許を失効した場合も対象となりました。